

平成26年度補正 ものづくり・商業・サービス革新補助金Q & A

平成27年3月9日

No.	区分	質問	回答
1	公募について	今後の公募スケジュールは。	2次公募については、1次公募の採択発表後、速やかに実施する。
2	補助対象者	補助対象者は日本国内に本社及び開発拠点を有する中小企業者であるが、発行済株式の総数又は出資価格の総額の80%を同一の外国企業が所有している場合、補助対象者となり得るのでしょうか。 補助対象者となり得るということであれば、当該外国企業が、大企業か否かの判断基準はどのようになりますでしょうか。 例えば、当該外国企業の所在国の大企業・中小企業の定義によるのでしょうか、または、日本の大企業・中小企業の定義によるのでしょうか。	見なし大企業の判断は、親会社の外国企業の企業規模について、日本における中小企業要件を当てはめて判定してください。(資本金は申請時の為替レート)。
3	補助対象者	農協、漁協、森林組合、医療法人等の申請可否如何	申請不可です。
4	補助対象者	みなし大企業の子会社の申請の可否如何	申請可です。
5	補助対象者	事業途中でみなし大企業になった場合の扱いは。	補助対象経費としては、中小企業の間が発生したものに限ります。
6	補助対象者	公募要領P5【共同設備投資】(5)「代表者が同一である、株式を支配している等、実質的(資本関係又は役員の重複がある場合)に同一とみられる企業が2社以上存在する場合、申請できる社はそのうち1社とします」とありますが、具体的に資本関係や役員の重複の割合がいくらだと上記要件が適用されるのか。	具体的な割合は決めていないので、個別に判断する。
7	補助対象者	ある企業とその子会社(100%出資)がそれぞれ単独申請するのは可能か。	法人が別であれば、子会社の出資比率、役員の如何に関わらず、申請可能である。
8	補助対象者	公募要領で 「おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。」と定義しているが、「おおむね常時使用する」という扱いはどのような解釈か？	原則として2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者である。また、その具体的な適用に当たっては、雇用実態等を十分に勘案して柔軟に対応することとしている。 (新中小企業基本法-改正の概要と逐条解説-P40)
9	補助対象者	ソフトウェア業では小規模事業者の定義をどのように考えるべきか。	サービス業として取扱うため、「従業員 5人以下」となる。 (参考) http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/download/kaitai_12.pdf
10	補助対象者	【共同設備投資】では、事業実施企業数の上限はあるのか。	事業実施企業数の上限はありません。ただし、「機械装置費」の補助対象経費の単価下限を50万円にしていることから、実務的には150社が上限となります。
11	補助対象者	【共同設備投資】における、共同出資会社の定義は。	2以上の会社又は個人が、共通の利益のために必要な事業を遂行させることを目的として、契約等により共同で設立し、又は取得した会社をいいます。
12	補助対象者	【共同設備投資】については、革新的サービスの創出、ものづくり技術の活用に関わらず、申請可能という理解でよいのか。	ご理解の通りです。
13	補助対象者	【共同設備投資】について、中小企業でない共同出資会社は、補助対象者になるのか。	中小企業者でない共同出資会社は、事業管理者、事業実施企業問わず補助対象となりません。
14	補助対象事業	ものづくり技術類型で申請の場合、ファブレス企業が行う試作品の開発、設備投資等でも対象となるか。	業種の如何を問わず、申請時点で開発拠点を有しており、自社が主体的に実施する事業であれば対象となります。
15	補助対象事業	設立間もない企業が、本事業で試作開発を行う場合、対象となるか？	対象となります。
16	補助対象事業	革新的なサービスの創出等とはどういうことか。	自社になく、他社でも一般的ではない、新たな役務を取り込んだ(取り入れたも含む)新サービス、新商品開発や新生産方式をいう。 なお、審査においては応募要件である付加価値額年率3%及び経常利益年率1%向上を上回る高次・高度な取り組みであるかの観点からも評価されます。

No.	区分	質問	回答
17	補助対象事業	革新的サービス類型で申請の場合、国内に本社及び新サービスの企画開発拠点を有するものの、生産設備を有しない商業・サービス業者が革新的な新サービス開発を実施する場合、対象となるか？	対象となります。
18	補助対象事業	過去には製造実績はあるが、現在は部品商社(ファブレス)。 ①これから土地等を購入して、製造を再開する予定としているが、試作開発の対象となるか？ ②現在業務委託している別会社(系列会社でもない)は製造設備を有して製造を行っているが、そこで事業を行うことにすれば対象になるか？	①申請時点で開発拠点を現に有していれば対象。 ②業務委託をしているだけで貴社として製造を行っているわけではないので対象外。
19	補助対象事業	開発製品の完成度を高めるためのマイナーチェンジ、モデルチェンジも対象となるのか。	技術的課題が明確であれば、補助対象事業となります。
20	補助対象事業	開発した試作品をより事業化に近づけるために改良する事業は対象となるのか	技術的課題が明確であれば、補助対象事業となります。
21	補助対象事業	生産性向上のための工程改善、材料の歩留まり率の向上も試作品開発の範疇に含めて良いか。	技術的課題を明確化して行うのであれば含めます。
22	補助対象事業	サポイン、地域資源等で過去知り得たノウハウ・技術を基盤に、今回試作品開発を行うことは可能か？	今回の試作品の開発が過去の事業で実施した内容と同一でなければ可能です。
23	補助対象事業	すでに他の企業が開発し、市場に提供している製品について、その製品を作る技術を持っていない企業がその製品と同等の製品を開発する内容であっても対象となるか？	技術開発課題があれば対象です。
24	補助対象事業	現在、サポイン本予算の採択を受けており、研究開発を行っている企業が、そもそも持っていた技術＋各助成事業の途中段階で得た技術で、各事業の最終目標としている内容の手前の段階の(フルスペックではない)試作開発を別途行いたい場合、本補助金を活用することは可能か？	前提として、同時期に国からの他の助成を受けている事業は補助事業の対象ではありません。
25	補助対象事業	他制度にも応募中の案件(採択が決定されていない案件)については、他制度の採択を辞退すれば、当該補助金は採択されるという理解で良いか。(当該補助金の採択候補となった場合)	御理解のとおりです。
26	補助対象事業	製造業を営む者が、革新的なサービスの創出等を行い3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「計上利益」年率1%の向上を達成する計画により、「革新的サービス」の分野で申請することは可能か。	可能です。 【ものづくり技術】、【革新的サービス】【共同設備投資】の類型は業種に縛られるものではありません。
27	補助対象事業	付加価値額等の伸び率は「期間終了時」において年率3%及び年率1%を達成する事業計画で良いのか。 例えば、3年の事業計画にて取り組む場合、期間終了時に期間開始時と比べて9%向上または3%向上を達成していれば、事業計画期間中の途中段階では年率3%または年率1%向上を達成しなくても良い。(仮に経常利益の伸び率として、事業開始時点と比較して、事業1年目終了時→0%UP、2年目終了時→1%UP、3年目終了時→3%UPでもOK)	御理解のとおりです。 「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%向上の数値要件は対象事業期間内の各年ごとの必須要件ではなく、対象事業期間終了時に達成すればよい。 (例)事業計画が3年の場合、下記のとおり、最終年度に達成する計画で可。 付加価値額: 1年目: 2% → 2年目: 5% → 3年目: 9% 経常利益 : 1年目: 0% → 2年目: 1% → 3年目: 3% また、申請直近期末の経常利益がマイナスの場合は、事業計画終了年度の経常利益が黒字となる計画を作成する必要があります。
28	補助対象事業	付加価値額等の伸び率の算出ベースは「直近会計期末」の財務状況ですか？ (例)会計期間が1月～12月の事業者が、平成26年7月15日から事業計画を開始する場合、事業計画1年目の終了日は平成27年7月14日であるが、事業計画1年目の付加価値額等の伸び率は「平成25年度(H25年12月期)」と「平成26年度(H26年12月期)」との比較で算出するのか。	御理解のとおりです。
29	補助対象事業	革新的サービス、共同設備投資類型での申請でいう「経常利益」の算出式を御教示ください。	算出式: 経常利益＝営業利益－営業外費用 経常利益の算出については、資金調達に係る財務活動に係る費用(支払利息、新株発行費等)を含み、本業との関連性の低いもの(有価証券売却益、賃料収入等)は含まないものとします。
30	補助対象事業	「テスト販売」と称して、かねてからの取引先に有償で引き渡しても認められるか。テストでなく「販売」にならないか。	「テスト販売」要件に該当しないため、認められない。 御質問の場合は、販売に該当します。

No.	区分	質問	回答
31	補助対象事業	主たる実施場所が国内だが、一部海外で実施する場合対象になるか。 (公募要領上、実施場所が海外は対象外と明確になっていないが、前回のもの補助を申請しようとした際に、中央会から実施場所が国内でないと対象にならないと言われたと事業者から意見)	一部を海外で実施する場合は、証拠書類、管理体制等を明確にし、いつでも、中間監査、確定検査、会計検査に対応できる体制が整備されていることが必要です。
32	補助対象事業	補助事業期間中は国内で実施するが、実際の生産は海外で生産する事業は対象になるか。	補助事業終了後、財産処分申請等を行い海外で生産することは可能です。
33	補助対象要件	【共同設備投資】について、事業管理者の直接人件費に上限はあるか。	上限は500万円になります。事業管理者が事業実施する場合は、機械装置費と直接人件費を合わせて500万円になります。
34	補助対象要件	【共同設備投資】について、事業管理者は設備投資をしなくても良いのか。	ご理解の通りです。直接人件費のみでも補助対象者になります。
35	補助対象要件	【共同設備投資】について、事業管理者が、事業実施企業(他社)各々が使用する機械装置を一括して購入・管理することは可能か。	事業管理者も含め、1社上限を500万円としています。すなわち、事業実施企業が各々機械装置費を購入・管理することを想定しております。
36	補助対象要件	【共同設備投資】について、原則として、事業実施企業が設備を各々購入する形を想定しているとのことですが、参画する複数の事業実施企業が一つの設備を共同購入しても良いか。	事業実施企業各々が設備投資することを想定しているので、参画する複数の事業実施企業が一つの設備を共同購入する形は想定しておりません。
37	補助対象要件	【共同設備投資】について、一つの事業で複数の事業管理者を配置することは可能か。	一つの事業で複数の事業管理者を配置することはできません。
38	補助対象要件	【共同設備投資】について、事業管理者が補助金を計上しない事業計画書を提出した場合、どうなるか。	前提として補助金を計上しない事業者は補助対象者になり得ません。補助対象者でない事業者が事業管理者になっている場合、要件不備となります。
39	補助対象要件	【共同設備投資】について、P3 注5 申請時には組合等を構成していなくても、交付決定までに組合等を構成する場合には、その任意グループでの申請が出来ます。とありますが、任意グループであっても将来法人格を得る予定の社がとりまとめる必要があるのか。	ご理解の通りです。事業管理者として交付決定までに法人格を得る予定の組合等が必要です。事業計画では、法人格を取得予定の任意グループ名を事業管理者名として記載いただきます。
40	補助対象経費	国際規格認証取得に関する例は。	●海外向け製品又はその構成部材として組み込まれる部品・材料等改良、試験 評価、実証データ取得(海外規格への適合に関するもの) ●海外規格への適合性評価、認証取得 (ISO、IEC、CEマーキング、UL規格、Ro HS指令等) ●海外展開に向けた社内体制整備(ISOマネジメントシステムの構築) ただし、事業期間内に国際規格認証の申請手続きを完了していない場合は、補助対象になりません。
41	補助対象経費	補助対象経費に、「一般管理費」は含まれるか？	一般管理費は含まれません。
42	補助対象経費	雑役務費の支給基準は社内規定でよいのか、無い場合の基準は。	社内規定で結構です。ただし、上限は地域事務局の経費支出基準によります。無い場合は、地域事務局の経費支出基準を参照してください。
43	補助対象経費	対象経費の機械装置費について、子会社が親会社から購入することは可能か。	利益等を排除した製造原価での購入であれば可能です。
44	補助対象経費	同様に、資本関係にある中小企業(経営者が同じ)から購入することは可能か	利益等を排除した製造原価での購入であれば可能です。
45	補助対象経費	派遣社員の人件費は、人材派遣会社との契約単価を積算基礎としてよいのか。	ご理解のとおりです。
46	補助対象経費	機械装置の購入、外注加工の発注を海外へ行うことか可能か。	公募要領上、不可とする理由はないが、確定時の証拠書類が十分に揃うか等、リスクがあることにご留意ください。
47	補助対象経費	機械装置費のリース契約についても補助事業期間内は経費を認められるが、リース契約の締結は交付決定日以降である必要はあるのか。	リース契約の締結についても交付決定日以降である必要があります。

No.	区分	質問	回答
48	補助対象経費	〇〇は12分野に該当するか？	該当するかどうかは個別の申請内容を拝見して審査の課程で判断するので、高度化指針のホームページをご覧ください、12分野の技術に該当するか判断し、申請されたい。
49	補助対象経費	試作品を製作するために購入した機械や工具について、他の事業でも利用する場合には、必要経費として認められる金額や割合はどのようにして算定するのですか？	他の事業で利用することは認められません。
50	補助対象経費	補助事業者が購入した機械を外注先に設置し、原材料の再加工等を依頼することは可能か。	原則認められない。
51	補助対象経費	補助対象経費について、公募要領で明確に「試作品」と記載のある費目(原材料費、直接人件費、委託費、知的財産権関連経費、雑役務費)以外の費目については、設備投資のみの案件であっても、事業計画の中で必要と認められる場合には補助対象となる得ると考えて良いか。	御理解のとおりです。
52	補助対象経費	補助事業者の社員（職員）が、設計打ち合わせのため外注先へ赴く旅費は補助対象か	補助対象外です。
53	補助対象経費	製造設備の試作開発を行う際の部品購入経費は機械装置費で良いか	機械装置費で差し支えありません。
54	補助対象経費	分析装置や検査装置は補助対象となるか。	専ら補助事業のために使用されるのであれば補助対象です。
55	補助対象経費	本事業で購入した機械装置について、圧縮記帳は可能か。	可能です。
56	補助対象経費	中古品は、「中古市場においてその価格設定の適正性」を求められていますが、エビデンスの入手が難しい場合、どのように対応すればよろしいでしょうか？	中古市場においては、適正価格の把握が困難であることから、原則中古品購入は補助対象外との旨、公募要領で記載しております。 中古品購入の場合、適正価格を証明するエビデンスが無ければ、確定時に補助対象外となります。
57	補助対象経費	財産処分の中で「担保提供」に関して事前承認を得るには、どのような要件が必要ですか？	担保に供する処分の申請については、次のいずれかに該当する場合に限り、担保権実行時に国庫納付する旨の条件を付して承認することとします。 ①申請に係る処分制限財産を取得し、又はその効用を増加させるために必要な資金を調達する場合（補助金等の交付の決定（又は計画変更の承認）において個別に認めるものに限る。）。 ②資金繰りの悪化等により補助目的たる事業の継続が困難であると認められる場合。
58	補助対象経費	機械装置等を自社で製作・改良・修繕する場合に係る経費については、サポイン事業と同様に材料費以外の製造原価(工賃(人件費)や外注費等)も含まれるとの理解でよいのか。	補助事業で試作品たる機械装置を製作した場合にかかる人件費は、直接人件費として計上する。
59	補助対象経費	機械装置等の改良・修繕については、本事業によって購入した機械装置等のみが対象で、本事業前から取得している機械装置等は対象外という理解でよいのか。	事業計画書に対象機械を明記している場合は、従前から使用している機械を改良、修繕することも対象となる。
60	補助対象経費	公募要領の8頁「機械装置費」の説明で「専用ソフトウェア」が機械装置等で読めるようになっていますが、自社の生産プロセス改善のための専用システムを導入する場合に、機械装置費で読めるのでしょうか。（通常、生産管理システム等はソフトウェア会社等に外注して製作するのが一般的だと思いますが、本補助金では2分の1以上の外注費や委託費を認めていないため、専用ソフトウェアの購入・製作という形で申請をしてくるケースも想定されます。その場合、対象になるのでしょうか。）	機械装置費で計上可能と考えます。
61	補助対象経費	クラウド利用費について、交付決定時点で既にクラウドを活用している場合は、対象経費となるか。	既存の契約は補助対象外となります。
62	認定支援機関確認書	代表者名の記名押印は。金融機関の場合、支店長印でもよいのか。 また、担当者メールアドレスが存在しない等で記載出来ない部分はどうか扱えばよいのか。	各認定支援機関の内部決裁規程により判断してください。 担当者のメールアドレスが存在しない場合、社内共有のメールアドレスを記載する等、担当者が確認できる連絡先を記載してください。

No.	区分	質問	回答
63	認定支援機関確認書	認定支援機関である金融機関は、確認書の発行により、どのような責任を負いますか？また具体的な負担は発生しますか？	可能な範囲で、事業計画に含まれる資金計画実行のための資金調達を支援していただきたい。また、採択決定後は、事業計画が円滑に実行されるよう、進捗状況の把握や定期的なフォローアップを通じた支援を実施していただきたい。
64	認定支援機関確認書	表には、「主たる理由(事業計画に対する改善提案の経緯等も記載して下さい)」との記載があるが、当該記載内容は「応募先に対する改善の必要性について判断した事由」などについて記載すればいいのですか？それともさらに踏み込んで事業計画に対するさらなる改善策などまで求めていますか？	企業が最初に提示した事業計画に対して支援機関として改善提案を行った場合は、アドバイスをした結果、事業計画がどう改善したか、という経緯や内容を記載してください。改善提案を行っていない場合はその記載は不要です。
65	認定支援機関確認書	確認書発行の認定支援機関となり、資金調達先に記入されたものの、最終的に融資を否認せざるを得なくなった場合、金融機関の責任はどのようにになりますか？	具体的な責任は発生しません。
66	認定支援機関確認書	「その他」の記載欄で認定支援機関による支援には、どのような事項を記載すればよろしいですか？	事業実施期間中のフォローアップや、事業が完了した後のフォローアップ(販路開拓支援、ビジネスマッチング、認定支援機関が主催する展示会への優先展示の機会付与など)が考えられる。
67	認定支援機関確認書	他県に本社があり、開発拠点が当県内の場合、資金調達業務は本社所管のため認定支援機関が他県の金融機関でもよいのか。	確認書の発行主体は必ずしも申請県内の認定支援機関に限っていないので、可能です。
68	認定支援機関確認書	確認書において、複数の認定支援機関による連名申請または、複数枚の確認書による申請は可能か？	いずれも可能です。
69	認定支援機関確認書	事業終了後の「事業化状況報告書」等において、認定支援機関にフォローアップについて記載が義務づけられることはないと考えて良いか。	認定支援機関のフォローアップは義務ではないが、事業化に至るよう補助事業期間終了後も伴走者として助力いただきたい。
70	応募手続	補助金で開発した技術については公開を求められるのか？	場合により、成果公開を求めることがある。なお、採択案件については、原則、公募要領12頁(6)案件採択の公表に掲げる事項を公表します。
71	応募手続	e-rad登録(府省共通研究開発管理システム)の手続きはあるのか。	e-rad登録は実施しません。
72	応募手続	【共同設備投資】について、P12 8. 応募件数等「同一法人・事業者での申請は、1申請に限ります。」について、事業管理者、事業実施企業全てにおいて適用されるのか。	ご理解の通りです。事業管理者が中小企業であるか否かを問わず、事業管理者、事業実施企業通じて同一法人・事業者での申請は、1申請に限ります。
73	応募手続	【共同設備投資】について、事業実施企業が複数の中央会にまたがる場合の、事業計画書の提出先はどこになるか。	事業管理者が所在する都道府県地域事務局に提出いただきます。
74	財産の帰属	委託契約締結の際に、知的財産権については共同所有する条項となっている。この場合の対応は如何。	委託研究により生じた成果物(知的財産権等を含む)は、補助事業者に帰属させることを原則とします。ただし、委託先が大学等又は公的研究機関等である場合であって、当該機関の有する内部の契約方針等(本事業のためだけに策定された場合を除く)により、成果物を補助事業者に帰属させることが困難なときは、当該機関と契約しなければ補助事業の目的を達成できない場合に限り、委託先の契約ルールにそって、成果物の一部を補助事業者に帰属させない内容とすることを認めます。ただし、成果の一部が補助事業者に帰属しないことにより、事業化に支障がでないように配慮が必要です。
75	補助率等	補助下限額100万円を確定時に下回った場合は、補助金の返還となるのか。	返還にはなりません。
76	事業期間	本事業期間延長の可能性はありますか？また延長される場合、どの程度でしょうか？	延長は原則ありません。
77	事業期間	設備投資を行った場合、「本事業の完了」の具体的な時期は、「投資完了時」と考えてよろしいでしょうか？	設備投資が完了して、その効果が確認できた段階。(事業計画に設備投資とその効果を書いていただく必要があるため)
78	補助事業者の義務	設備投資のみの案件が採択された場合、当初から生産活動に利用されることが想定されていることから、「転用」の手続きは不要と考えてよいのか。	設備投資のみの案件の場合、設備投資が完了し、その効果が確認できることが必要。転用の手続きは不要です。

No.	区分	質問	回答
79	補助事業者の義務	「補助金の返還命令」が発生するのはどのような状況の時ですか？また事業の進捗状況が不冴の場合では、どのようになりますか？	不正や不適切な支出等が判明した場合、返還命令が出されることがある。進捗状況が思わしくなく、補助事業の目的を達成できないと判断されたときは、交付決定の取り消しとなる場合があります。
80	事業計画書	役員一覧には監査役も記載しないといけないか。	役員には監査役も含まれることから、記載すること。 ＜参考＞ 会社法第三百二十九条 役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。以下この節、第三百七十一条第四項及び第三百九十四条第三項において同じ。）及び会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
81	事業計画書	賃上げ加点については、該当するものについてはすべて加点を行うことになったという理解でよいか。	該当する案件は、一律の加点です。
82	事業計画書	給与支出総額は、会社全体ですか、あるいは補助事業実施場所である事業所に限定しても良いか。	会社全体です。実施場所に限定することはできません。
83	事業計画書	平成25年、平成26年等の表示は、それぞれの年の1月～12月という意味か？あるいは各社の決算年度か。	源泉徴収の基準となる1年、又は決算書の基準となる事業年度どちらでもよい。
84	事業計画書	教育訓練総支出に関し、例えば研修や受験の会場が遠隔地であった場合の交通費や宿泊費（いずれも会社持ち）は、同支出に加算してもいいのでしょうか。	研修や受験の為の交通費・宿泊費であることが証明できる書類を添付すれば、研修のための交通費・宿泊費を教育訓練支出総額に含めても良い。
85	事業計画書	賃上げの内容が総人件費での比較だが、ベースアップではなく人を採用することによって総人件費が1%以上増加する場合は対象になるのか。	対象となる。
86	事業計画書	【共同設備投資】について、事業計画書様式1（表紙）は、事業管理者が事業実施企業を兼ねる場合、事業管理者、事業実施企業それぞれの記載・押印を求めるか。	事業管理者が事業実施企業を兼ねる場合は、それぞれの記載・押印を求めます。同じ企業が二つ並ぶイメージになります。
87	申請書記入にかかる留意点	公募要領P15(3)補助金又は委託費の交付を受けた実績説明f.「該当案件について故意に記載しなかった場合、虚偽の申請を行ったものとみなし、採択、交付決定を取り消す場合があります」とあるが、【共同設備投資】について、複数の事業実施企業のうち一社が該当する場合、採択、交付決定取り消しは、当該1社のみか、あるいは事業全体のどちらになるか。	当該1社のみといたしますが、事業管理者が該当する場合は、事業全体を採択、交付決定取り消しいたします。